



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月2日火曜日 第185号

◇ 目 次 ◇

愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....（行革分権課行政管理室）... 188

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱の廃止.....（ " ）... 191

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 191

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 191

道路の供用開始（県道美川松山線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 191

訓 令

愛媛県工事執行事務取扱規程の一部を改正する訓令.....（行革分権課行政管理室）... 191

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 192

人事委員会公告

令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）[行政事務B]試験公告.....（人事委員会事務局）... 193

雑 報

愛媛県収用委員会運営規則の一部を改正する規則.....（収用委員会事務局）... 195

告 示

○愛媛県告示第219号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領（以下「新要領」という。）第3条第2項の規定に基づく令和3年度以降の格付けは、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同項の規定の例により行うことができる。

新要領第7条第2項の規定は、施行日以後に入札の公告又は通知を行う工事について適用し、施行日前に入札の公告又は通知を行った工事については、なお従前の例による。

この告示の際現に提出されている改正前の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号及び様式第3号の規定による申請書は、それぞれ新要領様式第1号及び様式第3号の規定による申請書とみなす。

令和3年3月2日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（業者の格付け）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 格付けは、次の各号に掲げる工事種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める段階の等級に区分して行うものとする。</p> <p>(1) 土木 5段階の等級</p> <p>(2) 建築 4段階の等級</p> <p>(3) その他 3段階の等級</p> <p>3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>（業者の格付け）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 格付けは、4段階 _____ の等級に区分して行うものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

2・3 省略

4 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第

1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したものを)を添付しなければならない。

(建設工事入札参加資格審査申請の特例)

第5条 省略

2 省略

3 第1項の申請書及び前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項の届出書を提出する場合であつて、実印に変更がないときは、第2号に掲げる書類は、添付することを要しない。

(1) 承継若しくは引継ぎ又は合併等の事実を証する書類

(2) 印鑑証明書

(3) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評価値通知書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

4 前条第2項の規定は、第2項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第3項」と、「建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したものを)」とあるのは「建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したものを)又は譲渡及び譲受け認可申請書、合併認可申請書、分割認可申請書若しくは相続認可申請書の写し(当該認可を証する書類を添付したものを)」と読み替えるものとする。

5 省略

(業者の選定及び発注区分)

第7条 省略

2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、次表のとおりとし、業者を選定しようとするときは、当該工事の実設計工費(請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。)に対応する格付け等級に属する者から行うものとする。ただし、当分の間、当該格付け等級の直近上位の格付け等級に属する者からも選定することができるものとする。

工事種類別	等級	発注対象工事1件ごとの設計工費
土木	S	1億円以上
	A	5,000万円以上1億円未満
	B	3,000万円以上5,000万円未満
	C	1,000万円以上3,000万円未満
	D	1,000万円未満
建築	A	6,000万円以上
	B	3,000万円以上6,000万円未満
	C	1,500万円以上3,000万円未満
	省略	
その他	A	4,500万円以上
	B	1,000万円以上4,500万円未満
	C	1,000万円未満
	—	

様式第1号(第3条、第4条、様式第2号関係) 建設工事入札参加資格審査申請書

2・3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請の特例)

第5条 省略

2 省略

3 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中

「建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したものを)」とあるのは、「建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したものを)又は譲渡及び譲受け認可申請書、合併認可申請書、分割認可申請書若しくは相続認可申請書の写し(当該認可を証する書類を添付したものを)」と読み替えるものとする。

4 省略

(業者の選定及び発注区分)

第7条 省略

2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、次表のとおりとし、業者を選定しようとするときは、当該工事の実設計工費(請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。)に対応する格付け等級に属する者から行うものとする。ただし、指名競争契約及び随意契約による場合であつて必要があるときは、当該等級の直近上位の工事に選定することができる。この場合において、直近上位に入る者の数は、当該工事の指名業者数の2分の1(その数に計算上の端数を生じた場合は、切り捨てる。)をこえることができないものとする。

工事種類別	等級	発注対象工事1件ごとの設計工費
土木	—	_____
	A	全工事_____
	B	_____ 5,000万円未満
	C	_____ 3,000万円未満
	D	800万円 未満
建築	A	全工事_____
	B	_____ 6,000万円未満
	C	_____ 3,000万円未満
	省略	
その他	A	全工事_____
	B	_____ 4,500万円未満
	C	1,500万円未満
	D	800万円未満
	—	

様式第1号(第3条、第4条、様式第2号関係) 建設工事入札参加資格審査申請書

省略
省略
商号又は名称 代表者の役職 及び氏名
省略
省略

省略
省略
商号又は名称 代表者の役職 及び氏名
省略
省略

様式第2号(第4条関係) 建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書

様式第2号(第4条関係) 建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書

省略
省略
商号又は名称 代表者氏名
省略
省略

省略
省略
商号又は名称 代表者氏名
省略
省略

注1 省略

注1 省略

2 届出に係る事項についての変更後の愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第4条第1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに同条第2項の建設業許可申請書の写し(知事又は大臣の許可証明を添付したもの)を添付すること。

2 変更の理由が確認できる書類を添付すること。

様式第3号(第5条関係) 建設業者格付継承申請書

様式第3号(第5条関係) 建設業者格付継承申請書

省略		
省略		
商号又は名称 代表者氏名		
省略		
省略		
入札、見積り、 契約及び契約に 基づく行為に使用 する印鑑	使用印	実印
その他		

省略	
省略	
商号又は名称 代表者氏名	
省略	
省略	
その他	

注 省略

注 省略

様式第4号(第5条関係) 合併等に関する届出書

様式第4号(第5条関係) 合併等に関する届出書

省略		
省略		
商号又は名称 代表者氏名		
省略		
省略		
入札、見積り、 契約及び契約に 基づく行為に使用 する印鑑	使用印	実印
その他		

省略	
省略	
商号又は名称 代表者氏名	
省略	
省略	
その他	

注1 省略

注 省略

2 「入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑」欄は、使用印又は実印に変更があつた場合にのみ押印すること。

○愛媛県告示第220号

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成30年10月愛媛県告示第971号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月2日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第221号

令和3年2月18日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年3月2日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
株式会社 OCファーム暖 々の里	愛媛県松山市	愛媛県松山市下難波 乙9番38ほか10筆	6,245

2 認可年月日

令和3年2月22日

○愛媛県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、愛媛県伊予郡砥部町北川毛地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年3月2日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・砥部地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年3月3日から3月30日まで

3 縦覧場所

砥部町役場本庁

○愛媛県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地159番7から 同町菅生3番耕地158番2地先まで	令和3年3月2日

訓令

○愛媛県訓令第1号

庁中一般
地方局

愛媛県工事執行事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月2日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県工事執行事務取扱規程の一部を改正する訓令

愛媛県工事執行事務取扱規程（令和2年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入札執行表）</p> <p>第7条 入札執行担当課長は、入札（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第132条第1項第5号に規定する電子入札によるものを除く。）を執行したときは、入札執行表を作成しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>（入札執行表）</p> <p>第7条 入札執行担当課長は、入札_____を執行したときは、入札執行表を作成しなければならない。</p> <p>2 省略</p>

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 209

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月2日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職以外の職（法令により資格を必要とする職を除く。）の採用試験にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる採用試験の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める者</p> <p>(ア) (イ)に掲げる採用試験以外の採用試験 年齢17歳以上21歳未満の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みの者を除く。）</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職、民間企業等経験者であることを受験資格とする職及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験（人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したものと及び当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>ウ 行政職群の1級から3級までの職（1級にあつては、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職に限る。）のうち民間企業等経験者であることを受験資格とする職の採用試験にあつては、年齢21歳以上48歳未満の者</p> <p>エ 少年補導職員の採用試験にあつては、年齢21歳以上35歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したものと及び当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>(2) 警察官の採用試験</p> <p> 巡查の採用試験にあつては、年齢17歳以上34歳未満の者</p> <p>(3) 省略</p> <p>第16条 前条に規定する年齢は、当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度の4月1日で計算し、在職年数については、当該試験の日の属する月をもつて計算するものとする。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職以外の職（法令により資格を必要とする職を除く。）の採用試験にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる採用試験の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める者</p> <p>(ア) (イ)に掲げる採用試験以外の採用試験 年齢17歳以上21歳未満の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び当該試験の公告 _____ の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みの者を除く。）</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職、民間企業等経験者であることを受験資格とする職及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験（人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したものと及び当該試験の公告 _____ の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>ウ 行政職群の1級から3級までの職（1級にあつては、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職に限る。）のうち民間企業等経験者であることを受験資格とする職の採用試験にあつては、年齢21歳以上39歳未満の者</p> <p>エ 少年補導職員の採用試験にあつては、年齢21歳以上35歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したものと及び当該試験の公告 _____ の日の属する年度の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>(2) 警察官の採用試験</p> <p> 巡查の採用試験にあつては、年齢17歳以上32歳未満の者</p> <p>(3) 省略</p> <p>第16条 前条に規定する年齢は、当該試験の _____ 日の属する年度の4月1日で計算し、在職年数については、当該試験の日の属する月をもつて計算するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔行政事務B〕試験公告

令和3年3月2日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務B	15人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者若しくは平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

本試験申込後は、自己アピール試験登録（提出）がない場合も上級試験のその他の試験区分（「行政事務A」ほか）及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	自己アピール試験		5月中旬	受付期間（3月9日（火）～3月23日（火））内に登録（提出）いただく自己アピール内容による書類選考です。
	基礎能力検査（SPI3）	4月1日（木）～4月13日（火）のうち受検者が選択する日 全国47都道府県に設置されるテストセンターのうち受検者が選択する会場		基礎能力検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月26日（金）までにお知らせします。
第2次試験	5月下旬に松山市内で実施予定です。		6月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

第1次試験の基礎能力検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかにテストセンターの受検登録を行ってください。

なお、テストセンターの受検におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

おって、第1次試験の合格発表の日時は、3月26日（金）までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	基礎能力検査（SPI3）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査及び性格検査を行います（性格検査は配点なし）。
	自己アピール試験	30点	自らの経験や意欲等について、受付期間内に登録（提出）された自己アピール内容により審査します。

第2次試験	口 述 試 験	310点	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 自己アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピール試験入力フォーム」（以下「入力フォーム」という。）から、受付期間内に登録（提出）してください（一旦登録（提出）された自己アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）。
- (3) 受付期間内に入力フォームの登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SPI3の受検はできません。
- (4) 入力フォームの記載内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。
- (5) 第1次試験合格者は、SPI3と自己アピール試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- なお、SPI3が一定の基準に達しない場合には、自己アピール試験の採点は行いません。
- (6) 自己アピール試験の登録内容及び性格検査の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。
- (7) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (8) 前年度に出題した集団討論の課題をホームページに掲載しています。
- また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。
- なお、受付期間は次のとおりです。
- 令和3年3月9日（火）午前8時30分から3月23日（火）午後5時15分まで**
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
- なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号及びSPI3受検IDの通知並びに受験票の交付

- (1) 本試験の受験番号及びSPI3の受検に必要なID（企業別受検ID）は、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に電子メールを送信しますので、受信確認後速やかにテストセンターの受検登録を行っていただくとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月26日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
- この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
行政事務B	行政職給料表1級29号給 189,643円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

雑報

○愛媛県収用委員会運営規則第1号

愛媛県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月2日

愛媛県収用委員会会長 高橋直人

愛媛県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

愛媛県収用委員会運営規則（昭和44年愛媛県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議事録）</p> <p>第8条 委員会の議事については、議事録を作り、会長及び会長が指名した委員1名がこれに署名 <u>しなければならない。</u></p>	<p>（議事録）</p> <p>第8条 委員会の議事については、議事録を作り、会長及び会長が指名した委員1名がこれに署名押印 <u>しなければならない。</u></p>

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。